河川情報及び映像情報の提供並びに放送等に関する細目協定書（案）

　　国土交通省四国地方整備局●●事務所長（以下「甲」という。）及び●●ケーブルテレビ●●（以下「乙」という。）は、２０１９年５月２１日付けで国土交通省水管理・国土保全局長及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長が締結した「河川情報及び映像情報の提供に関する基本協定書」に基づき、甲の有する雨量、水位、浸水想定区域図等の河川情報（以下「河川情報」という。）及び河川流況、河川周辺状況等の映像情報（以下「映像情報」という。）の提供、並びに乙が行う自主制作チャンネルにおける有線テレビジョン放送等（以下「有線放送等」という。）に活用することに関して、次のとおり細目協定を締結する。

第１条（目的）

　　この細目協定は、甲が有する河川情報及び映像情報を乙に提供することで、乙が有線放送等を通じて地域住民に情報を提供し、洪水被害等の予防、迅速な避難等に資することを目的とする。

第２条（提供する情報の内容および提供方法）

　　甲が乙に提供する河川情報及び映像情報の内容については、別紙－１のとおりとする。

２　乙は、甲より提供された河川情報及び映像情報を、有線放送等を通じて地域住民に提供するものとする。

第３条（映像情報の選択）

　　複数の映像情報が常設の回線により、甲から乙に提供される場合、映像情報の画面切り替えは乙が行う。

２　カメラの方向、倍率等の変更については、原則乙からの要請により甲が行うものとする。但し、災害等の緊急時においては、甲の乙の要請に応じることができない場合がある。

３　甲は、業務上、予告なしにカメラの方向、倍率等を変更することがある。

第４条（費用負担等）

本協定に基づく機器の整備及び保守管理の費用負担区分は、別紙－２のとおりとし、甲及び乙は常に機器を最善の状態に保つこととする。

２　甲の施設内に設置する乙の機器については、甲の設置場所及び機器の運用に必要な電力を無償で提供するものとする。

３　乙は、機器の保守、点検により情報を一時的に停止する場合、また保守、点検等で甲の施設内に立ち入る場合は、あらかじめ甲に連絡するものとする。

第５条（提供された情報の放送等）

　乙は、提供を受けた河川情報及び映像情報の放送等に際し、適宜、図表データや映像の出所（提供元）について表示するものとする。

第６条（情報に対する責任）

乙は、受信する河川情報及び映像情報について、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。

（１）天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信

（２）保守、点検による情報送信の停止

２　河川情報の送信に関し、あらかじめ情報送信の停止又は異常値の送信が判明した場合は、甲は遅延なく乙に対して通知するものとする。

第７条（情報に対する責任）

　　乙は、提供を受けた情報を自ら放送等に活用する以外に甲の許可なしに他の者に提供してはならない。

第８条（意見交換）

　　甲及び乙は、この細目協定の趣旨に鑑み、提供情報及びその活用状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ提供する情報及びその活用のあり方について見直しを行うものとする。

第９条（有効期限等）

　　この細目協定の有効期限は、２０●●年●月●●日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからも、この細目協定の改廃について申し出がないときには、さらに１年継続するものとし、当該機関が満了したときも同様とする。

第１０条（雑則）

　　この細目協定書に記載のない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議の上決定するものとする。

　以上協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が各自その１通を保有するものとする。

２０●●年●月●●日

　甲　　国土交通省　四国地方整備局　●●事務所長　　●●●●

　乙　　●●●●　●●ケーブルテレビ　●●●●●　●●　●●